

# 磁気媒体送付サービス利用規約

## 第一章 総則

### 第1条（規約の適用）

磁気媒体送付サービス利用規約（以下「本規約」と言います。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」と言います。）が提供する磁気媒体送付サービス（以下「本サービス」と言います。）の利用について定めるものです。

### 第2条（定義）

- （1）「利用契約」とは、第5条に従い成立する、本規約を内容とする契約のことをいいます。
- （2）「契約者」とは「利用契約」を当社との間で締結している者をいいます。
- （3）「料金支払者」とは磁気媒体送付サービスの申込書の「料金支払者」のことをいいます。

### 第3条（本規約の適用範囲）

本規約は、本サービスの利用に関して本サービス契約者と当社との間に適用します。

2. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため、必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第4条（本規約の変更）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のオフィシャルホームページ上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

2. 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

## 第二章 利用の申込み

### 第5条（利用の申込み・承諾）

本サービスの利用を希望する者は、当社が指定する申込書に必要事項を記入のうえ、当社に申込みものとします。

2. 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。
  - （1）利用申込書等に虚偽の事項を記載又は記入もれがない場合、または、添付書類に不備がない場合
  - （2）当社が申込内容について審査・手続き等を行ったうえで、当該利用申込を承諾することが適当と判断したとき
  - （3）本サービスの契約者が本サービスにかかる料金について支払うことを怠るおそれのないとき
  - （4）その他本サービスを提供することについて当社の業務の遂行上支障がないと当社が判断したとき
3. 前項の規定に従い当社が申込みを承諾した時に、契約者と当社との間で、本規約の規定を内容とする契約（以下「利用契約という」）が成立するものとします。

### 第6条（変更の届出）

契約者は、氏名、住所、請求書の送付先等、利用申込みの際に当社に届け出た内容に変更が生じる場合は、当該変更前にその旨を当社所定の書面等の手段により、当社に提出するものとします。

### 第三章 本サービスの内容及び料金

#### 第7条（本サービスの内容）

本サービスの内容は下記の通りとする。

- (1) 電話番号別明細内訳及び通話明細内訳、ビリングレポートのデータを記録した当社指定の磁気媒体を郵送により提供するサービスです。
  - (2) 電話番号別明細内訳及び通話明細内訳等の各レポート単位に郵送により送付します。ただし契約者からの申し出により複数のレポートをまとめて送付します。
2. 当社は、契約者の承諾及び事前の通知なく、本サービスの内容を変更できるものとします。

#### 第8条（利用料金の支払い義務）

本サービスの料金については、本規約の料金表に規定する利用料金とします。

2. 本サービスの提供について料金支払者が支払を要するものとします。
3. 前項において、当社の責めによらない理由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても料金の支払いを要します。ただし、当社の責めによる理由がある場合は、この限りではありません。
4. 本サービスの料金を当社の指定する請求方法により当社が定める期日までにお支払いいただくこととし、料金および当該料金に対する消費税相当額を、当該請求に基づき当社に支払うものとします。
5. 当社の定める支払期日を過ぎてもなお支払われない場合には、遅延期間につき年利 14.5%の遅延損害金をお支払いいただく場合があります。

#### 第9条（データの保存期間・保存量）

当社は、本サービスにより提供する契約者の電話番号別明細内訳、通話明細内訳、ビリングレポートのデータを発行後1か月間保存することとし、契約者の承諾を得ることなく消去できるものとします。

2. 前項の規定により消去する電子データの単位は、電話等サービス契約約款等に規定する料金月ごととします。

### 第四章 契約者の責任

#### 第10条（契約者情報の取扱い）

当社は、本サービスの提供または契約者本人の確認のため、氏名若しくは名称、住所、連絡先電話番号その他契約者に関する情報を利用できるものとします。

2. 当社は、前項の情報およびその他の契約者に関する情報を、以下の各号に該当する場合には、責任を負うことなく第三者に開示または提供できるものとします。
  - (1) 法令または権限ある官公庁により開示または提供を要求された場合
  - (2) 開示または提供につき、契約者の同意を得た場合
  - (3) 契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合
  - (4) 契約者に対する本サービスの提供に関し、紛争または損害賠償請求が発生した場合
  - (5) その他、本サービスの運営に必要な場合
3. 当社は、更に契約者に関する情報や本サービスの利用状況等を集計・分析し、当社の業務の参考とすることができるものとします。

## 第 11 条（契約者の損害賠償義務）

本サービスの利用に関して、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害が発生したときは、当社は契約者に対しその損害賠償を請求できるものとします。

2. 契約者が本サービスを利用した結果、当社と第三者との間で紛争または損害賠償請求が発生した場合、当該紛争または損害賠償請求は、契約者の責任と負担において解決するものとします。

## 第五章 当社の責任

### 第 12 条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部または全部を第三者に委託することができます。

### 第 13 条（免責事項）

当社は、本規約に別に定める場合を除き、契約者が本サービスを利用した結果、又は本規約の定めに従って当社が行った行為の結果、契約者または第三者に生じた紛争または損害について、責任を負いません。

2. 当社は、本サービスの停止・遅延等により契約者に損害が生じたとしても責任を負わないこととします。
3. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本規約の定め違反して、契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、通常の直接損害の範囲で、かつ、料金表に定められた料金の限度でのみ責任を負うものとします。
4. 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## 第六章 サービスの停止・終了

### 第 14 条（契約者による利用契約の解除）

契約者から当社が指定する書面での申請があった場合、利用契約を終了するものとします。ただし、利用契約終了の申込みは、終了希望日の 30 日前までに行うものとします。

2. 利用契約終了時において、契約者が当社に対して本規約に基づく債務を有する場合には、契約者は直ちに当該債務を履行するものとします。

### 第 15 条（当社による利用停止及び利用契約の解除）

当社は、次の事由が生じた場合、契約者に対して事前にまたは緊急の場合は事後に通知し、本サービスを停止することがあります。

- (1) 停電、火災、地震等の災害、その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
  - (2) 当社以外の者の責に帰すべき事由により、本サービス提供が困難となった場合
  - (3) その他、本サービスの運用上または技術上必要と当社が判断する場合
2. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部または一部の利用を停止又は利用契約を解除できるものとします。
    - (1) 本規約に規定される料金及び消費税相当額が支払約定期間内（第 9 条の規定により送付する請求書に記載されている期限内）に支払われず、未払による利用停止通知を行ってもなお支払われない場合、この場合は請求書送付先住所へ通知することとします。

- (2) 第5条に定められた承諾条件に適合していないことを利用契約締結後当社が知り得た場合
- (3) 郵送物が不着で、申込者の連絡先へ連絡しても確認がとれない場合
- (4) 当社が利用契約を継続し難いと判断した場合
- (5) 本サービスの運営を妨害しまたは当社の名誉信用を毀損した場合
- (6) その他、本規約に規定する内容に反する場合

#### 第16条（本サービスの終了）

当社は、必要と認めた場合、契約者に対して事前に通知した上で、本サービスの一部又は全部の提供を終了することができます。

### 第七章 その他

#### 第17条（問題解決）

本規約または本サービスについて、疑義が生じた場合、もしくは本規約に定めのない事項については、契約者・当社双方で協議の上、解決に努力するものとします。

#### 第18条（残存条項）

本契約の規定に定める契約者・当社の双方の権利および義務は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

#### 料金表

媒体作成料	1枚あたり	800円（税込880円）
郵送料	1送付あたり	390円（税込）

附 則(2019年9月10日 一営ビ第00540789号)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

附 則(2020年1月31日 一営ビ第00598278号)

この改正規定は、2020年3月6日から実施します。